

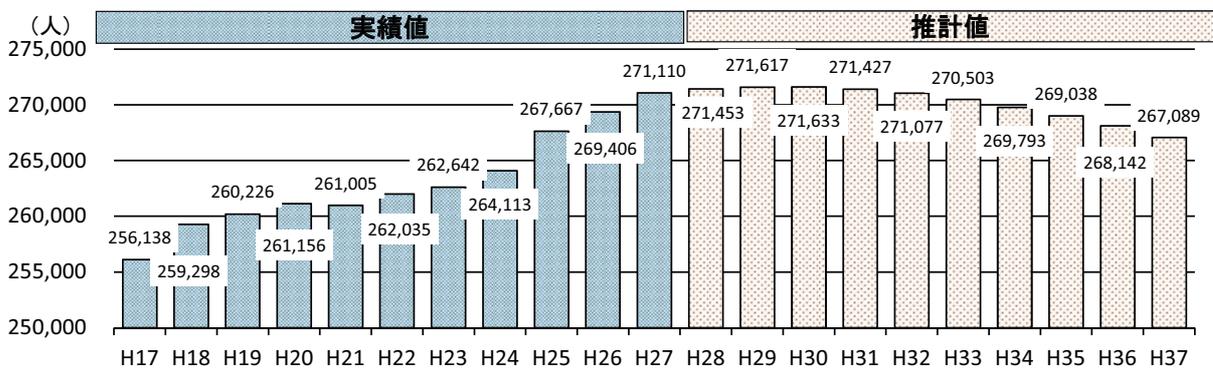
第2章 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題

1 区の地域的特徴

(1) 人口動態

過去10年間の人口（外国人を含む）の動態を見ると、目黒区の人口は増加傾向にあります。今後の動向については、本計画での推計では、平成30年をピークとして逡減する見込みとなっています。

図6 人口推移（実績と推計）



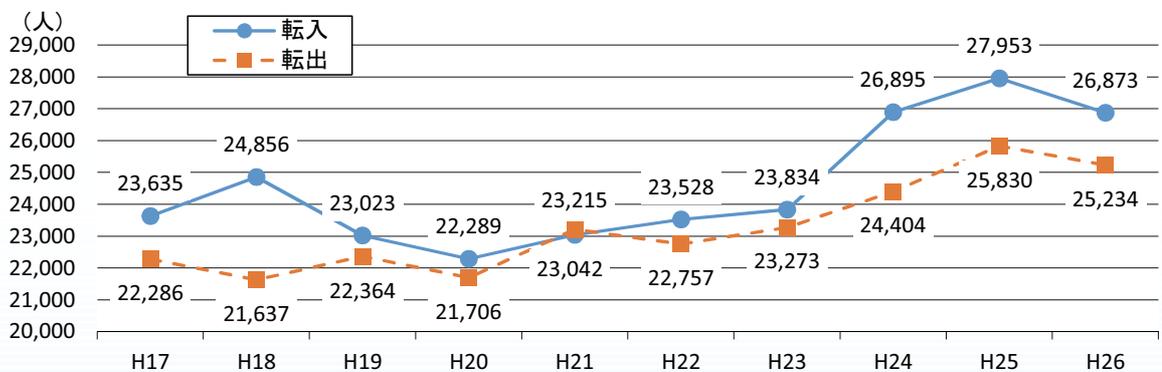
※実績値は、平成26年度までは10月1日時点、平成27年は7月1日時点の数値。

※推計値は、本計画において外国人を含めて推計人口を算定した。平成25年3月時点での区の人口推計値（外国人を含む）を基に、平成27年7月1日時点での実績値との差を係数化して各年の推計人口を算定した。

(2) 転入・転出者数

区内への転入・区外への転出者数は、年間でそれぞれ人口の約1割を占めています。

図7 住民異動の推移



※住民基本台帳による（各年1～12月）。平成24年7月8日外国人登録法廃止により、平成24年7月9日以降は外国人住民を含みます。住民基本台帳に記載・削除した日を以って集計。ただし、予定での転出届については転出届に記載のある「転出予定日」を以って件数に含みます。

(3) 高齢者人口

平成26年10月1日時点における65歳以上の高齢者が全体に占める割合は19.9%であり、今後の推計をみても、さらに高齢化が進行するものと予測されています。中でも、後期高齢者（75歳以上）が全高齢者の49.4%を占めています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみで構成されている世帯の高齢者の数は37,198人で、全高齢者の69%であり、この割合は年々増加しています。

図8 高齢者人口及び構成比の推移（実績と推計）

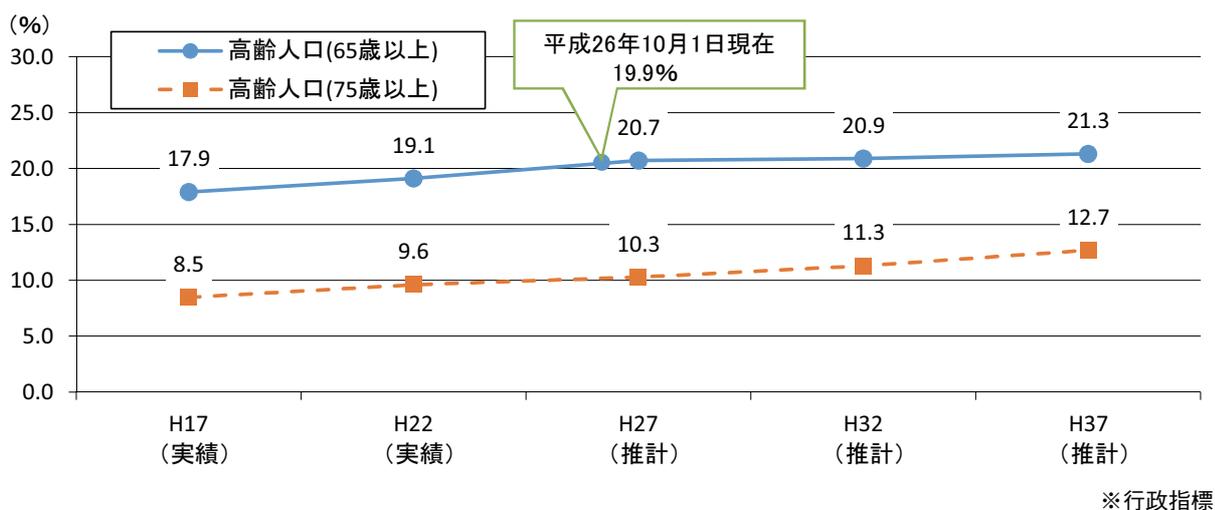
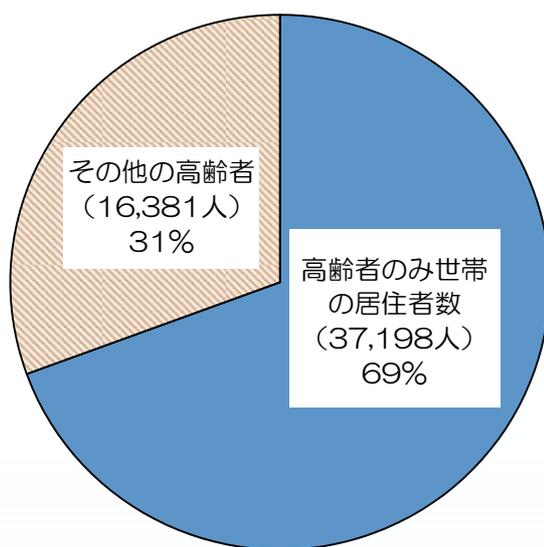


図9 高齢者全体と高齢者のみ世帯居住者数の割合

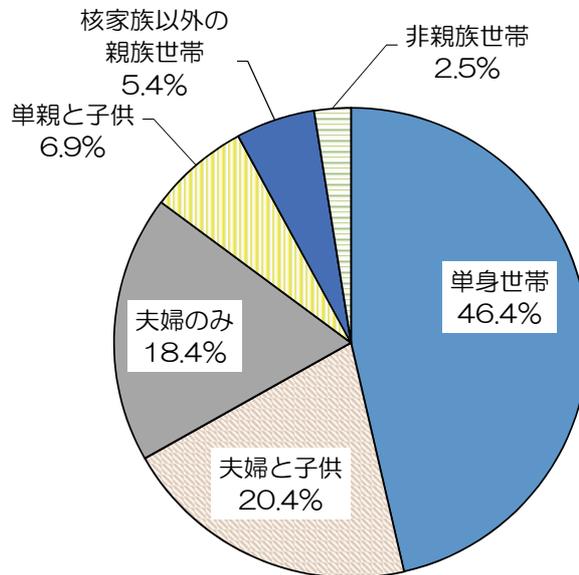


※平成26年10月1日現在 住民基本台帳

(4) 居住形態

区内に居住する世帯総数の約半数を単身世帯が占めています。

図10 世帯の家族類型別割合

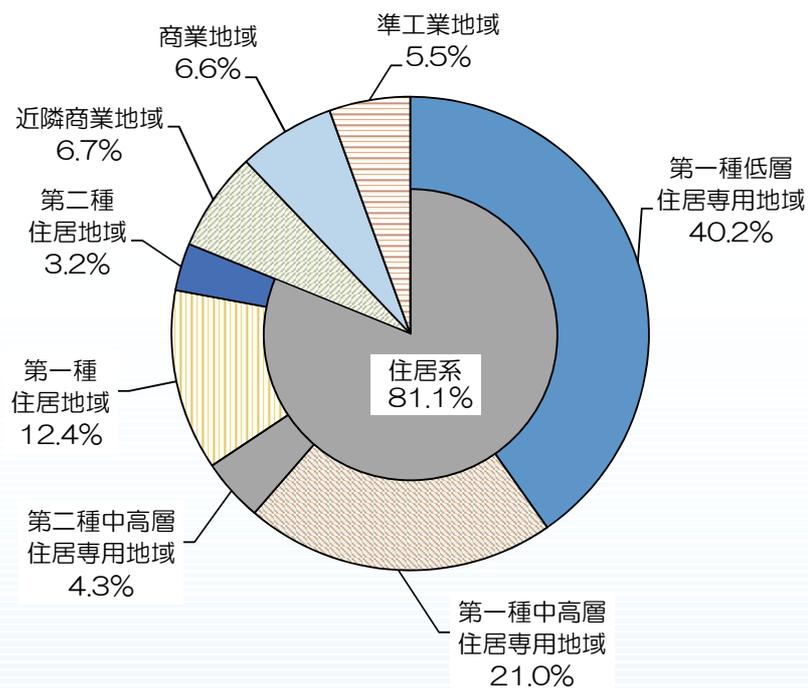


※平成22年国勢調査

(5) 用途地域

区内の都市計画法に基づく用途地域の指定は、81.1%が住居系の地域となっています。特に、全体の40.2%が良好な住宅地とされる第1種低層住居専用地域となっていることもあり、「住宅地・目黒」のイメージを裏づけています。

図11 用途地域別の割合

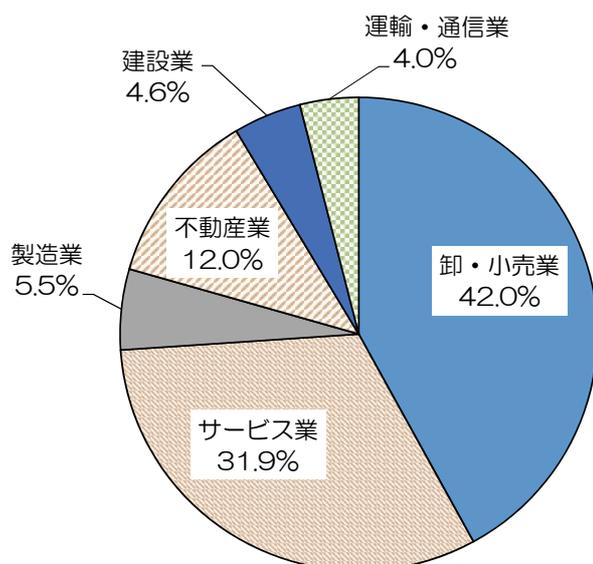


※平成26年区勢要覧

(6) 産業

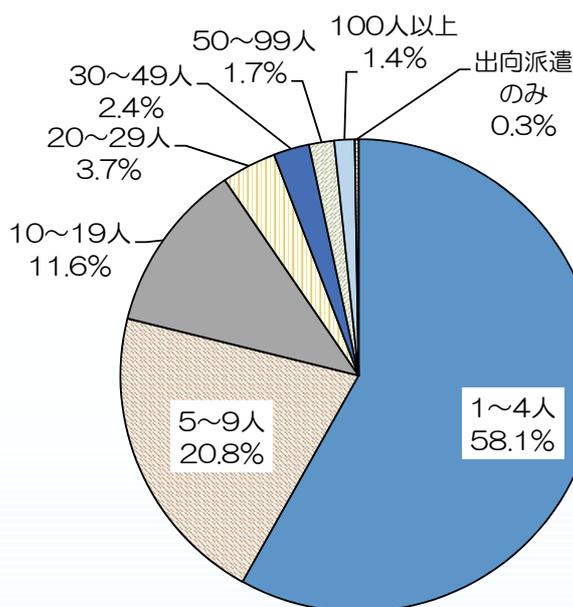
業種別では、卸・小売業が最も多く、次いでサービス業、不動産業などの順です。事業所の従事者数は1～4人が全体の58.1%を占め、これに5～9人を加えると全事業所数の78.9%に達しています。

図12 産業別事業所割合



※平成26年区勢要覧（「平成24年度経済センサス-活動調査」によります。）

図13 事業所における従業員数の割合



※平成26年区勢要覧（「平成24年度経済センサス-活動調査」によります。）

2 ごみ処理の現状

(1) 特別区における一般廃棄物処理

特別区の一般廃棄物の処理は、23区各区が収集・運搬の役割を担い、23区の共同処理によって清掃一組が中間処理（清掃工場や不燃ごみ、粗大ごみ処理・破碎施設等の運営管理）を行い、最終処分を東京都に委託して行うことになっています。

図14 23区の清掃事業における役割分担と連携

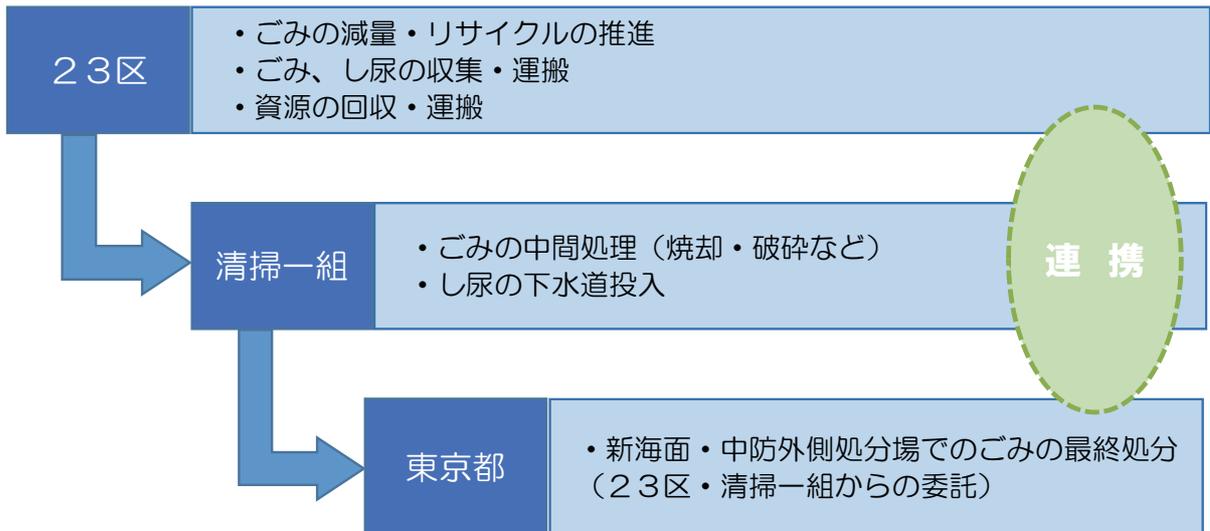
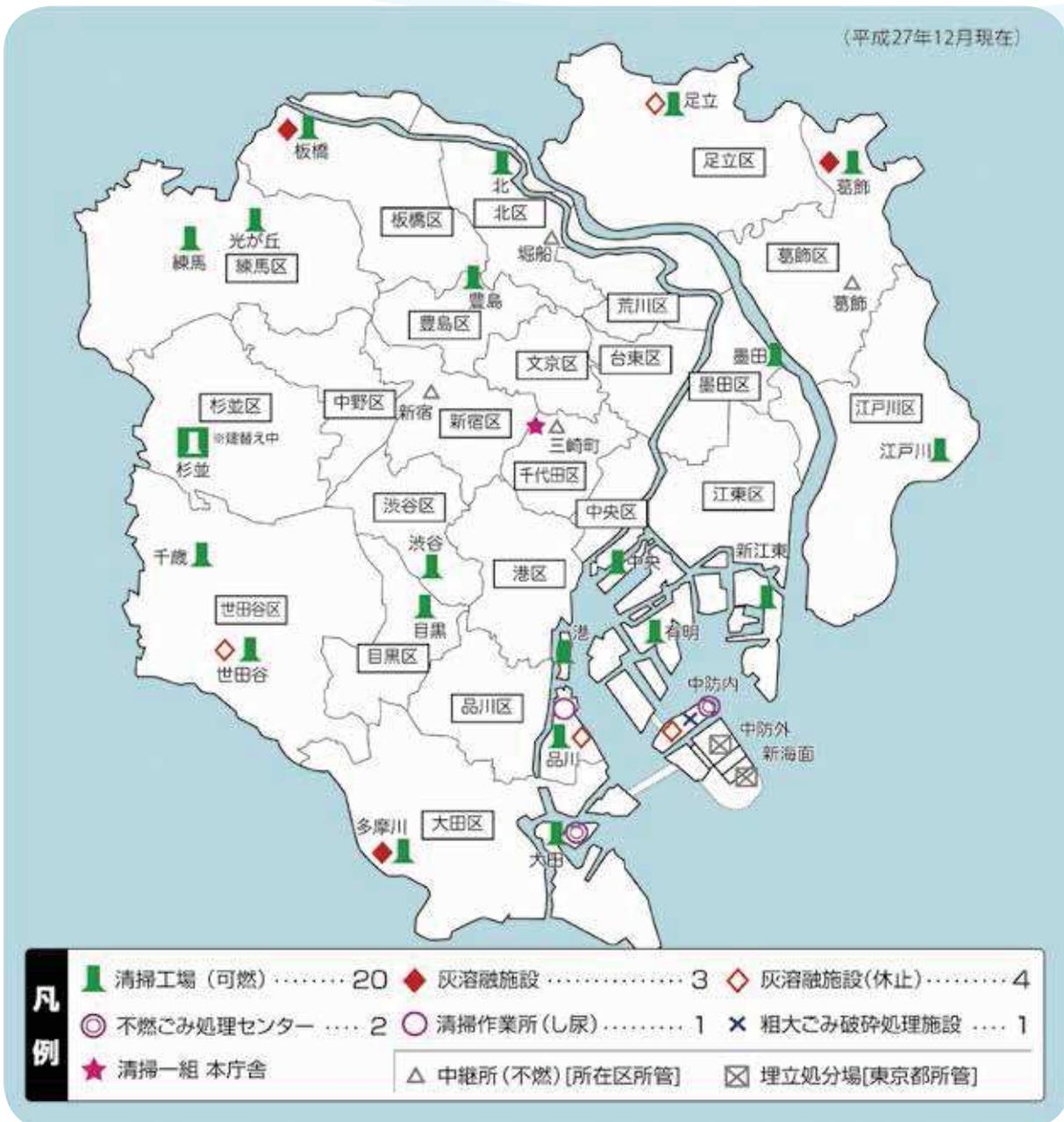


図15 特別区の清掃工場等の配置状況



※清掃一組ごみれば23 2016より

(2) 資源とごみの流れ

資源とごみの流れを以下に示します。区が回収している資源のうち、びん・缶・ペットボトルについては、中間処理（選別・圧縮・梱包・保管）を行ったうえで、民間のリサイクル工場に搬出し再資源化しています。

図16 ごみの主な流れと運営主体

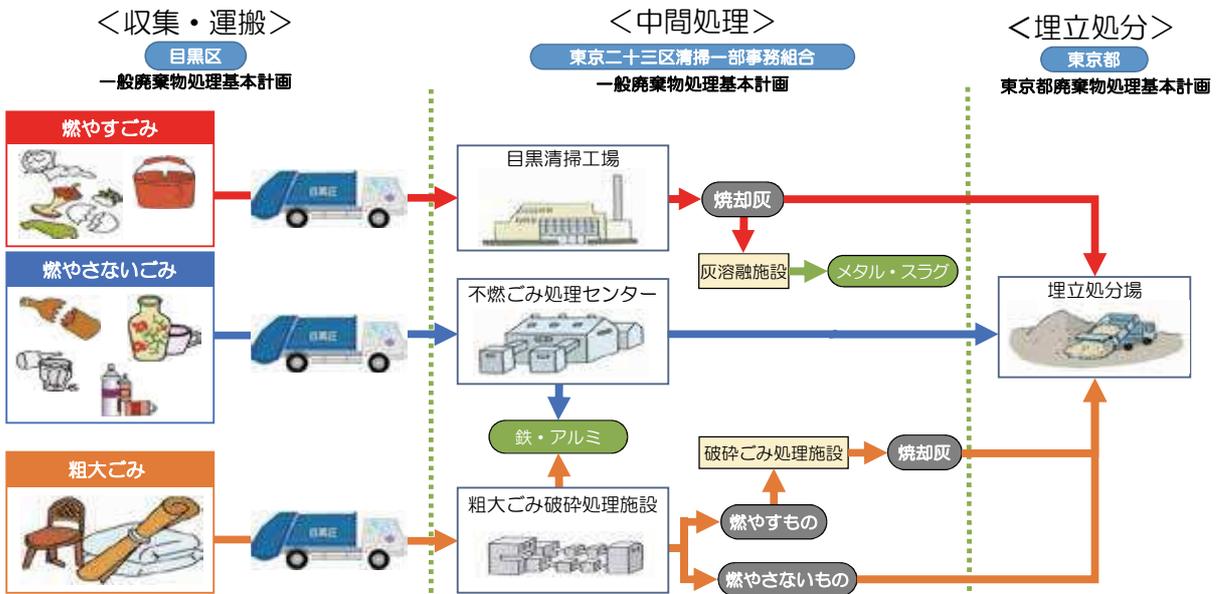
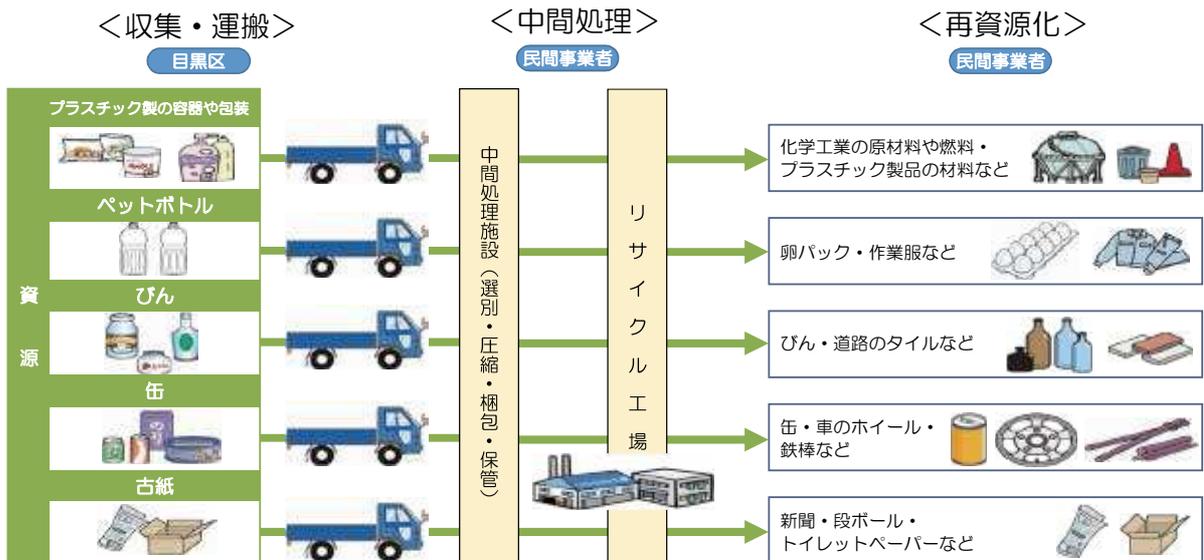


図17 資源の流れと運営主体



(3) 資源とごみの分別区分と収集方法

平成27年4月時点での、資源とごみの分別区分と収集方法は以下のとおりです。

表1 資源とごみの分別区分と収集方法

分別区分		主な対象品目	収集方法	収集頻度等
燃やすごみ		生ごみ・枝葉・プラスチック製品（資源以外のもの）・衣類・ゴム製品・皮革製品・紙くず	集積所	週2回
燃やさないごみ		陶磁器・ガラス・金属・電球・蛍光管・水銀を含む製品・最大辺が30cm未満の小型家電	集積所	月2回
粗大ごみ		布団・自転車などの一辺が30cmを超えるもの	戸別	申込制
資源	ペットボトル	飲料用・調味料用	集積所	週1回
	びん	飲料用・食品用	集積所	週1回
	缶	アルミ缶・スチール缶（飲料用・食品用）	集積所	週1回
	プラスチック製の容器や包装	パック類・カップ類・トレイ類・ボトル類・袋類・緩衝材・発泡スチロール類	集積所	週1回
	古紙 ※1	新聞・雑誌類（雑誌・本・雑がみなど）・段ボール	集積所	週1回
	紙パック	牛乳パック	拠点回収	回収ボックス
	電池類	乾電池（アルカリ・マンガン）	拠点回収	回収ボックス
	小型家電	携帯電話・携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・ポータブルカーナビ・電子辞書・卓上計算機・コード類	拠点回収 ※2	回収ボックス

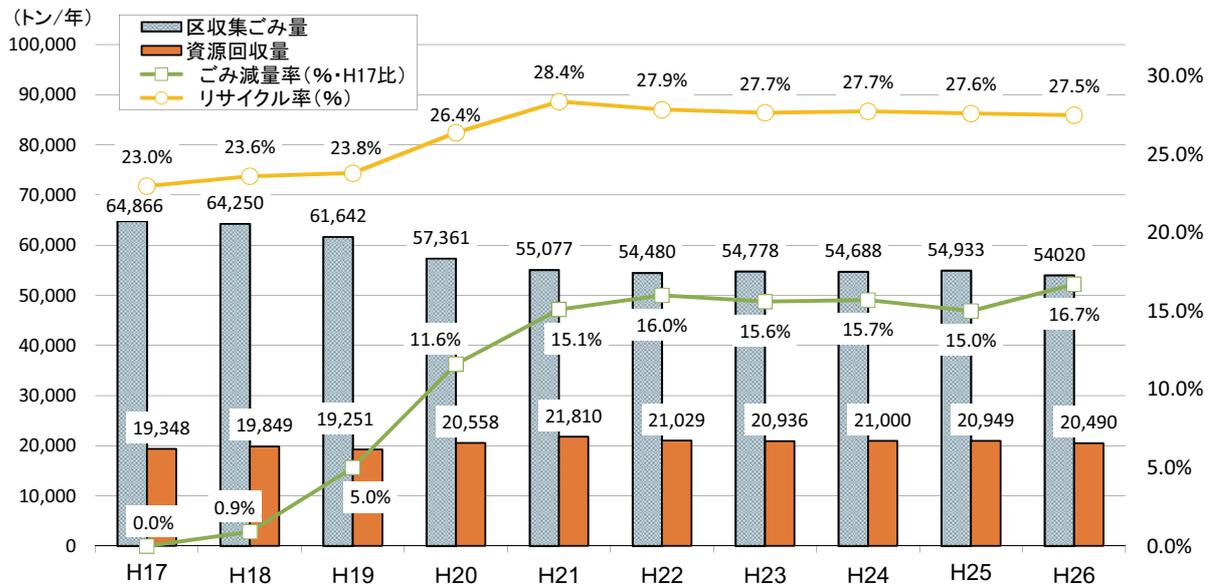
※1 原則として古紙は町会により集団回収を行っています。

※2 拠点回収にあわせて区の粗大中継所で選別した電子レンジ等についても再資源化を行っています。

(4) 資源・ごみの状況

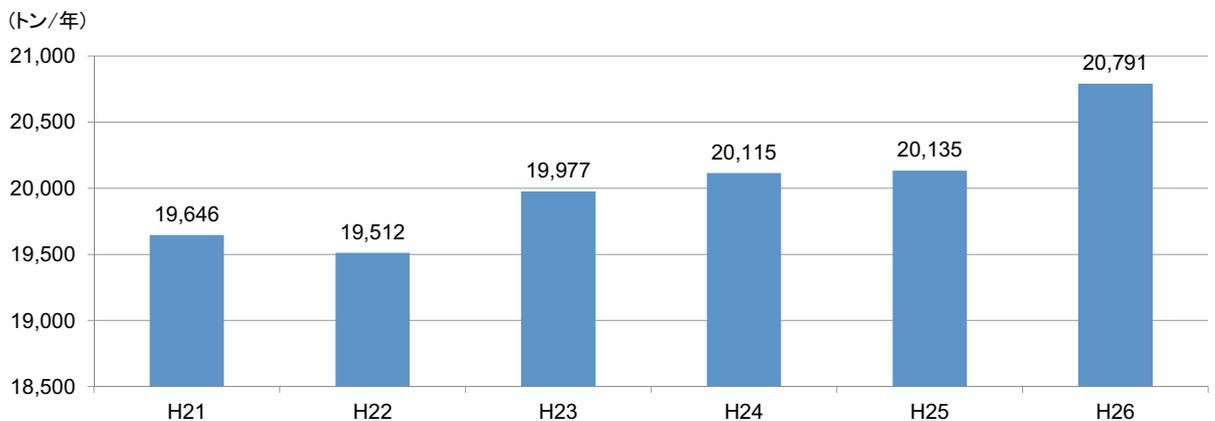
- 人口が増加傾向にある中で、区収集ごみ量（区で収集している「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の合計。以下「ごみ量」といいます。）全体は逡減傾向にあります。

図18 資源量とごみ量の推移



- 事業系ごみ量（事業者自ら、もしくは一般廃棄物処理業者が処理施設に持ち込むごみ。この中には、事業系有料ごみ処理券を貼付して区の収集に出す事業者のごみは含まれない。）は逡増傾向にあります。

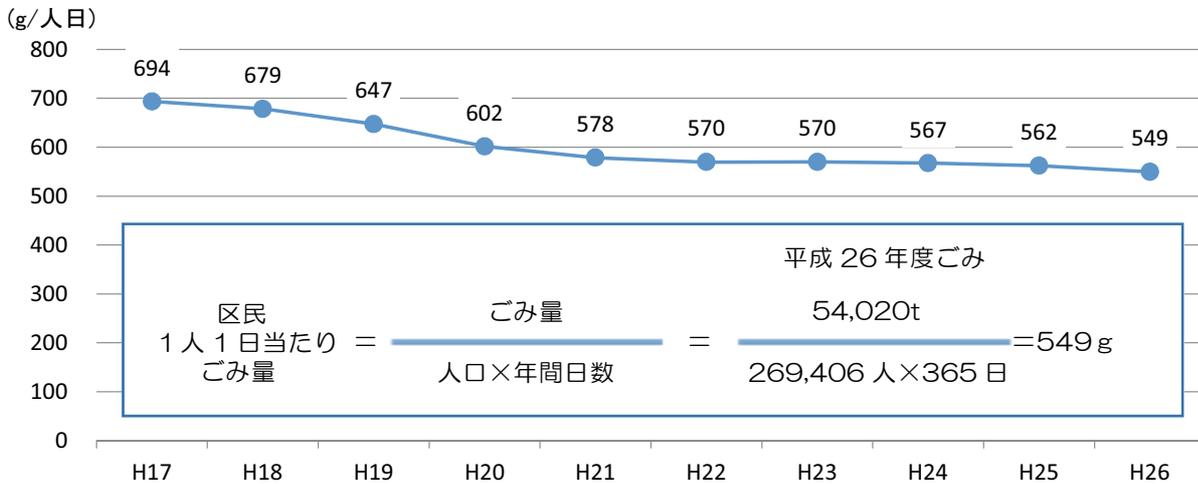
図19 事業系ごみ量の推移



※事業系ごみ量は、平成20年度の実績報告書の導入により把握が可能になりました。

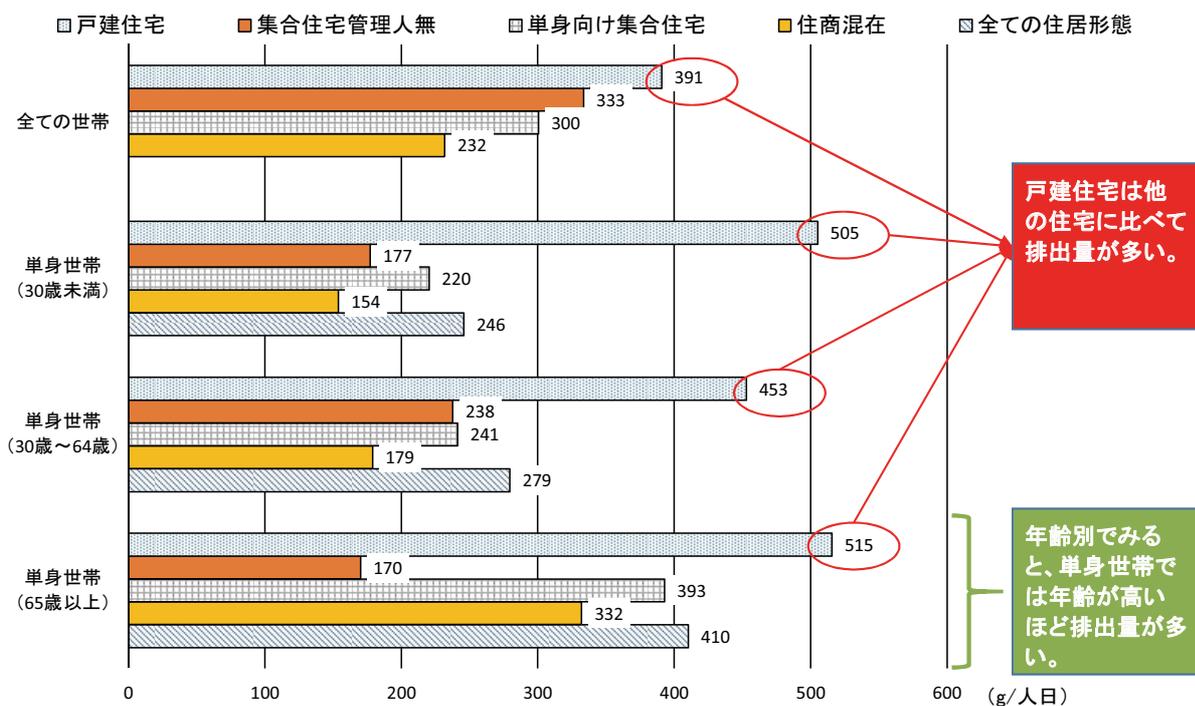
- 区民1人1日当たりごみ量は、年々少なくなっています。平成26年度は549gであり、平成17年度に比べて145g少なくなっています。

図20 区民1人1日当たりごみ量の推移



- 平成26年度に実施した家庭ごみ計量調査によると、戸建住宅や単身世帯においても年齢が高くなるほど排出原単位（区民1人1日当たりごみ量）が高い傾向がみられます。

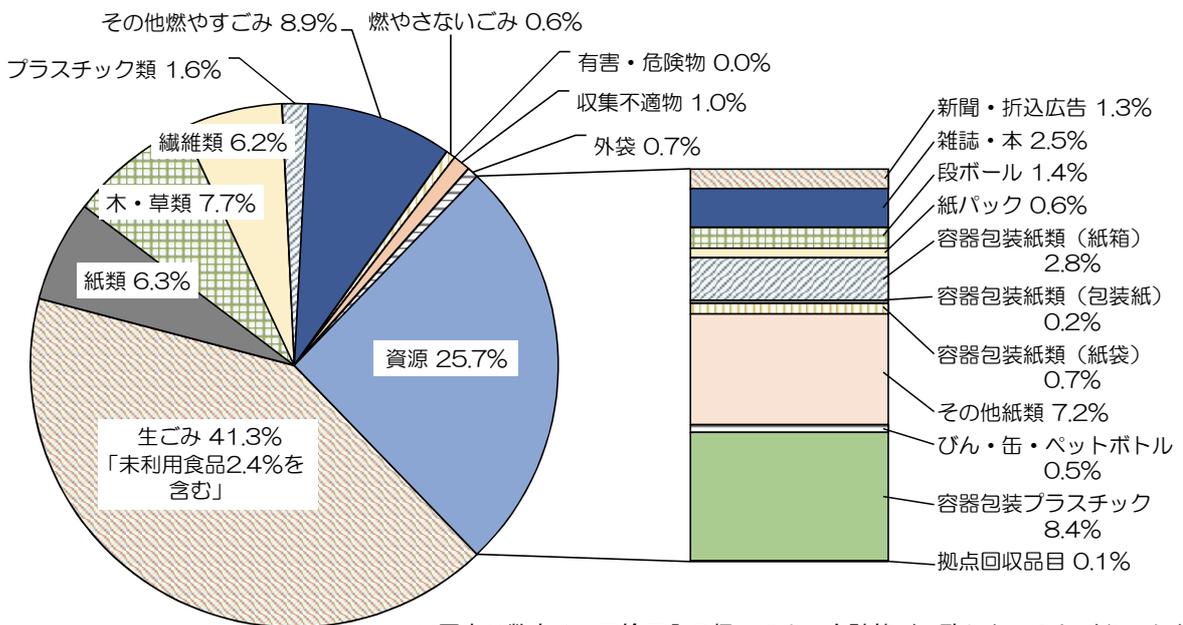
図21 年齢別の単身世帯、住居形態別の燃やすごみの排出原単位



(5) ごみの組成

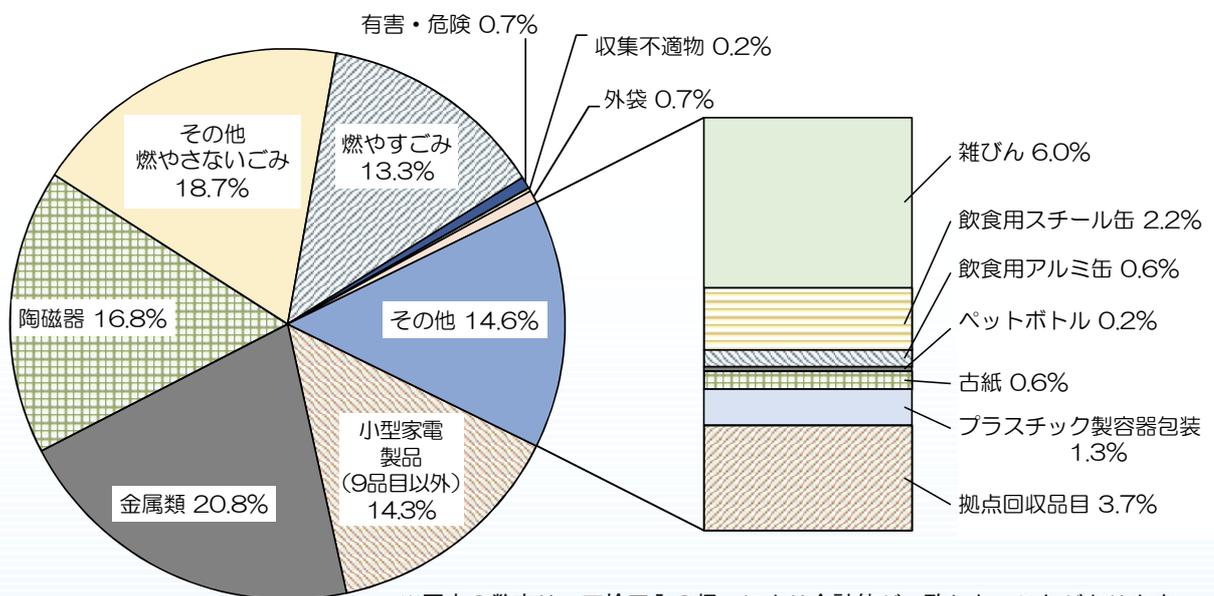
平成26年度に区が実施した家庭ごみ組成調査によると、燃やすごみの組成割合で、未利用食品を含めた生ごみは、燃やすごみの4割程度を占めています。また、リサイクル可能な資源が、燃やすごみに25.7%、燃やさないごみに14.6%も混入していることがわかります。また、燃やさないごみの中には、小型家電製品（回収している9品目以外）、金属類、陶磁器が大きな割合を占めていることや、リサイクル可能な資源が混入していることがわかります。

図22 燃やすごみの組成割合（平成27年3月 家庭ごみ組成調査より）



※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがあります。

図23 燃やさないごみの組成割合（平成27年3月 家庭ごみ組成調査より）



※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがあります。

表2 品目別の家庭収集ごみ量（平成27年3月 基礎調査報告書より抜粋）

○燃やすごみの中には、**資源化できる品目が25.7%**も含まれています。

○**雑がみを含む古紙は16.7%**もあり、古紙の集団回収で収集可能であることの理解促進が必要です。

○燃やさないごみの中には、**資源化できる品目が、14.6%**も含まれています。

分類名	燃やすごみ		燃やさないごみ		合計		
	量(t/年)	割合	量(t/年)	割合	量(t/年)	割合	
古紙	新聞・折込広告	420	1.3%	3	0.2%	423	1.2%
	雑誌・本	823	2.5%	0	0.0%	823	2.4%
	段ボール	446	1.4%	2	0.1%	448	1.3%
	紙バック	199	0.6%	0	0.0%	199	0.6%
	容器包装紙類（紙箱）	907	2.8%	0	0.0%	908	2.7%
	容器包装紙類（包装紙）	60	0.2%	0	0.0%	60	0.2%
	容器包装紙類（紙袋）	230	0.7%	1	0.0%	231	0.7%
	その他紙類（リサイクル可）	2,353	7.2%	4	0.3%	2,358	6.9%
	生きびん（リターナブル）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	雑びん	45	0.1%	101	6.0%	146	0.4%
びん・缶・ペットボトル	飲食用スチール缶	7	0.0%	37	2.2%	44	0.1%
	飲食用アルミ缶	15	0.0%	10	0.6%	25	0.1%
	ペットボトル	95	0.3%	3	0.2%	98	0.3%
	レジ袋（中身あり）	222	0.7%	5	0.3%	227	0.7%
プラスチック製容器包装	レジ袋（中身なし）	103	0.3%	0	0.0%	103	0.3%
	ペットボトルのふた	14	0.0%	0	0.0%	14	0.0%
	その他ボトル	215	0.7%	14	0.8%	228	0.7%
	チューブ	31	0.1%	1	0.1%	32	0.1%
	発泡トレイ（白）	18	0.1%	0	0.0%	18	0.1%
	発泡トレイ（柄）	19	0.1%	0	0.0%	19	0.1%
	発泡スチロール	5	0.0%	0	0.0%	5	0.0%
	食品用透明プラスチック容器	285	0.9%	0	0.0%	285	0.8%
	その他プラスチック容器（硬いもの）	592	1.8%	0	0.0%	592	1.7%
	その他プラスチック包装（柔らかいもの）	1,230	3.8%	0	0.0%	1,231	3.6%
拠点回収品目	乾電池	6	0.0%	21	1.3%	27	0.1%
	小型家電製品（拠点回収対象9品目）	13	0.0%	41	2.5%	54	0.2%
燃やすごみ	その他紙類（リサイクル不可）	2,036	6.3%	0	0.0%	2,036	6.0%
	木・草類	2,507	7.7%	1	0.1%	2,508	7.3%
	繊維（リサイクル可）	1,689	5.2%	1	0.0%	1,690	4.9%
	繊維（リサイクル不可）	317	1.0%	0	0.0%	318	0.9%
	生ごみ（未利用食品）	796	2.4%	15	0.9%	811	2.4%
	生ごみ	12,634	38.8%	0	0.0%	12,634	36.9%
	紙おむつ・衛生用品	1,866	5.7%	0	0.0%	1,866	5.5%
	製品プラスチック	519	1.6%	144	8.6%	663	1.9%
	ゴム・皮革類	493	1.5%	42	2.5%	535	1.6%
	その他可燃	551	1.7%	20	1.2%	571	1.7%
燃やさないごみ	飲食以外の缶・金属容器	1	0.0%	4	0.2%	5	0.0%
	針金ハンガー	0	0.0%	10	0.6%	10	0.0%
	なべ・フライパン・やかなど	0	0.0%	85	5.1%	85	0.2%
	スプレー缶等中身無し	2	0.0%	31	1.8%	33	0.1%
	ライター（着火可能性なし）	1	0.0%	1	0.1%	2	0.0%
	蛍光管	0	0.0%	39	2.3%	39	0.1%
	小型家電製品（9品目以外）	18	0.1%	239	14.3%	257	0.8%
	陶磁器	17	0.1%	280	16.8%	297	0.9%
	その他金属	44	0.1%	218	13.0%	262	0.8%
	その他不燃	112	0.3%	273	16.3%	384	1.1%
有害・危険	充電電池	0	0.0%	3	0.2%	3	0.0%
	ボタン電池	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	水銀体温計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	スプレー缶等中身有り	2	0.0%	7	0.4%	9	0.0%
	ライター（着火可能性あり）	1	0.0%	1	0.1%	3	0.0%
収集不適物	医療系廃棄物	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	園芸土	142	0.4%	4	0.2%	146	0.4%
外袋	土砂・灰・石	201	0.6%	0	0.0%	201	0.6%
	プラスチック袋	156	0.5%	4	0.2%	160	0.5%
	レジ袋	67	0.2%	8	0.5%	75	0.2%
	その他	5	0.0%	0	0.0%	5	0.0%
合計	32,531	100.0%	1,674	100.0%	34,205	100.0%	

※表中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがある。

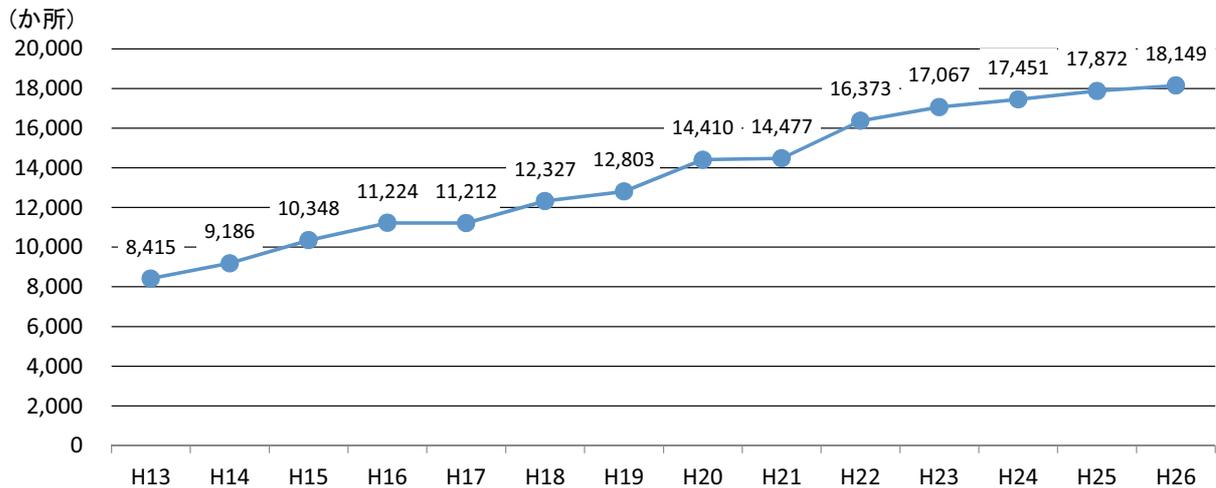
○燃やすごみの中には、**未利用食品を含む生ごみが41.3%**も含まれています。

○家庭でできる毎日の水切りなどの処理で、燃やすごみの減量が可能です。

(6) 集積所数の推移

燃やすごみ、燃やさないごみ等の収集を行う地域の集積所数は、東京都から23区へ清掃事業が移管された後、平成13年度の8,415か所から、平成26年度の18,149か所へと2倍以上に増えています。

図24 集積所数の推移



(7) 資源・ごみ処理にかかる清掃経費

資源・ごみ処理における清掃経費の実績は逓減傾向にあります。平成23年度以降、総支出額は40億円程度、区民1人当たりの清掃・リサイクル費用は、1万5千円程度で推移しています。

図25 平成26年度清掃経費の割合

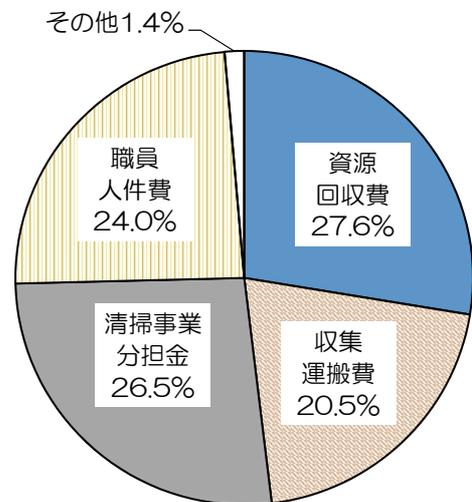


表3 清掃経費の推移

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26
資源回収費	11億9,755万円	11億5,433万円	11億4,676万円	10億7,859万円	10億7,337万円	11億9,166万円
収集運搬費	7億8,506万円	7億8,770万円	7億5,539万円	7億6,757万円	8億1,368万円	8億2,422万円
清掃事業分担金	13億3,608万円	11億560万円	10億3,061万円	11億397万円	10億9,047万円	10億6,682万円
職員人件費	11億6,824万円	10億9,810万円	10億8,905万円	10億1,124万円	9億7,114万円	9億6,600万円
その他	4,792万円	5,356万円	4,567万円	4,464万円	4,930万円	5,510万円
総支出額	45億3,485万円	41億9,929万円	40億6,748万円	40億601万円	39億9,796万円	40億2,130万円
人口	260,862人	262,013人	262,674人	264,113人	267,667人	269,406人
区民1人当たりの清掃・リサイクル費用	17,400円	16,000円	15,500円	15,200円	14,900円	14,900円

3 主な課題

(1) 人口構成等の推移とごみ量への影響

人口及び世帯数は、年々増加していますが、平成30年をピークに減少する見込みとなっています。

転入・転出者は、年間で人口の約1割を占めています。また、外国人居住者も年々増加しています。自治体によって資源やごみに関する排出のルールが異なっているため、目黒のルールを知ってもらうことが大切です。外国人居住者の方も含めごみと資源の分別方法などについて、転入者に対するより一層の周知が必要です。

また、75歳以上の後期高齢者の割合も年々増加しており、今後、自らごみを集積所に排出することが困難な高齢者への対応が、より一層求められることが予想されます。

(2) 普及啓発の重要性

3Rを推進する上で、「リサイクル（再生利用）」より優先すべき「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の2Rを積極的に進めるには、区民や事業者の協力・実践なくしては成り立ちません。そのためには、全ての世代の区民や事業者にごみ問題や、より広く環境問題について、関心を持ち、知識を深めてもらうことが大切です。

そこで、次世代を担う子どもたちを含め、区民・事業者に対して、ごみ減量や環境問題に対するより多彩な学びの場を提供し、将来的には、行政とともに普及啓発の主役となるような取り組みが求められています。

(3) 新たな資源回収のあり方の検討

ごみの減量を進めるためには、再生利用が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることが一つの有効な手段となっています。自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働も視野に入れて、使用済小型家電の回収体制の充実や古着・古布の回収方法の検討等、資源化促進の取り組みが求められています。

(4) ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

高齢化や共働き世帯の増加、また、ごみ出しマナーの悪化などの社会状況の変化により、これまで維持されてきたごみ集積所の共同管理が困難となる事例が目立ってきています。

また、集積所の総数については、小規模分散化が進むことなどにより、平成13年度に比べて2倍以上に増加しています。このような状況が拡大することについては、収集・運搬経費に大きな影響を与えるだけでなく、地域を見守るコミュニティ機能が低下する面も無視できません。

(5) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、前計画においても課題としていましたが、目黒区を含め、23区は未実施の状況にあります。国は、この家庭ごみの有料化を推進すべきとの基本的な方針を示しており、全国的に見ても市町村の約6割が実施している状況にあります。

家庭ごみの有料化は、ごみ減量やリサイクルの推進に有効であることに加え、区民のごみ問題に対する意識の向上を図るとともに、排出量に応じたより公平な負担を求めることにつながります。

一方、家庭ごみ有料化の課題としては、都市部特有の地域特性として、隣接区とのごみ処理制度の違いに起因する越境ごみの問題や不法投棄問題、戸別収集・運搬経費の増加などがあります。また、ごみの中間処理が23区共同処理であることから、23区の理解と協調に基づく取り組みが欠かせません。

(6) 事業系ごみの適正処理促進

平成26年度に区が実施したごみに関する基礎調査報告書によると、区内には小規模事業者の割合が高いことが伺えます。1事業所当たりの資源やごみの排出量が少ない小規模事業者は、一般廃棄物処理業者に個別に収集・処理を委託する場合と、有料ごみ処理券を使用して区の収集を利用している場合とがあります。この際、残念ながら、区の収集時に、有料ごみ処理券を貼付せずに排出されているケースが見受けられます。

事業系ごみの適正な排出及び処理については事業者の責務であり、自己処理の原則に基づいて処理することとなっています。全ての事業者が適正な資源やごみの分別、排出を行うことを促す取り組みが必要です。

(7) 災害ごみへの対応

今後、高い確率で起こるとされている首都直下地震や異常気象による自然災害が発生した際に、建物や家具などの倒壊によって発生したがれきごみやトイレのし尿が大きな問題となります。廃棄物を適正かつ迅速に処理する事が必要になるため、区の地域防災計画を踏まえ、23区、清掃一組、東京都の役割を明確化し、連携のための仕組みを整備することが求められています。

(8) 23区清掃事業の連携

特別区の廃棄物処理は、23区各区が収集・運搬の役割を担い、清掃一組が中間処理（清掃工場等の管理運営）を行い、最終処分を東京都に委託して行うという役割分担になっています。

資源の回収品目については、各区の判断により実施しているところですが、ごみの減量を一層進めるためには、プラスチック製容器包装の回収など、ごみの排出抑制に取り組む区に対する、財政的な支援などの取り組みを促進する仕組みづくりが求められています。

(9) 目黒清掃工場建替えに伴う対応

目黒清掃工場は、平成29年度から平成34年度まで、清掃一組による建替工事が予定されています。工事期間中も含め、区民の安全・安心な生活を維持するとともに、環境負荷の低減を図っていくことが求められています。



完成予想図・外観イメージ（南側）

※平成28年1月27日現在 清掃一組より